

育児休業期間中の保育所等継続利用期間延長に伴う Q&A

No	問	答
1	いつから施行されますか。	令和8年4月1日から施行予定です。
2	継続利用可能な児童の対象年齢は何歳からですか。	0歳児から5歳児の全年齢が対象となります。
3	育児休業を理由に在園できる期間に制限はありますか。	制限は設けません。
4	育児休業を理由に入園している間の保育時間はどうなりますか。	短時間保育（1日最大8時間）となります。施設ごとに利用時間が異なりますので、利用中の保育所等に御確認ください。
5	両親ともに育児休業を取得する場合でも退園になりませんか。	退園になりません。
6	両親ともに育児休業中で家庭にいる時間が増えるため、保育所等を欠席する日数も増える可能性があります。保育料はどうなりますか。	欠席日数に応じた保育料の日割り計算は行いません。 また、育児休業を理由に保育所等を月の初日から末日まで欠席した場合、保育料の減免又は免除の対象外となります。
7	育児休業を取得した勤務先に復職しないことが確定した場合どうなりますか。	退職日の属する月の末日で退園となります。退職される場合、必ず届出をしてください。退職後に虚偽の申請であることが判明した場合、事実が判明した月の末日で退園となります。
8	産前産後休暇期間に保育所等に新規入園し、その後育児休業を取得する場合も継続利用の対象となりますか。	対象になりません。

9	<p>令和8年4月以降、育児休業対象児の1歳の誕生日までに復職しなくても継続利用が可能になりますが、希望して退園した場合、再度保育所等入園申込を行った際入所選考時に点数の加点はありますか。</p>	<p>加点はありません。 また、クラス年齢が上がるにつれ、保育所等の空きは減少する傾向にありますので、必ずしも以前利用された保育所等に入園できるとは限りません。</p>
10	<p>育児休業を理由に保育所等を利用中の場合、他の保育所等に転園申込をすることは可能ですか。</p>	<p>子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9号に基づき、転園申込をすることはできません。職場復帰の時期に合わせて申込を行ってください。</p>
11	<p>育児休業を理由とした保育所等の継続利用は制限無く可能な取扱いに変更になりますが、育児休業を理由に新規入園申込をすることは可能ですか。</p>	<p>育児休業を理由とした新規入園申込は受付できません。職場復帰の時期に合わせて申込を行ってください。</p>
12	<p>きょうだい同時に新規入園申込を行い、上の子のみ入園が決定し、下の子の都合で育児休業を延長する場合、育児休業を理由に上の子のみ入園することは可能ですか。</p>	<p>新規入園申込の場合、復職を前提として申込を受け付けておりますので、復職しない場合、入園決定取消となります。</p>